

平成 31 年 3 月 28 日 (木)
道路課 保全グループ
担当 三好、堀家 内線 4172, 4193
ダイヤルイン 087-832-3533

香川県無電柱化推進計画を策定しました

無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）や無電柱化推進計画（国計画）に則し、同法第 8 条に基づいて、本県の区域における無電柱化の推進に関する施策を定めた、香川県無電柱化推進計画を策定しました。

1 基本方針

市街地の幹線道路について、引き続き整備を推進するとともに、①防災、②安全・円滑な交通確保、③景観形成・観光振興の道路について、優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

2 計画期間

本計画の上位計画となる無電柱化推進計画（国計画）に則し、2018 年度から 2020 年度までの 3 年間とする。

3 計画目標

2018 年度から 2020 年度までの 3 年間で、新たに 7.06km の無電柱化事業に着手する。

香川県無電柱化推進計画について

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において無電柱化を推進していくため、今後3年間に優先的に取り組む箇所など無電柱化推進に関する方針を定めた「香川県無電柱化推進計画」を策定する。

2. 優先的に取り組む箇所の考え方

①防災

第1次緊急輸送道路において、道路管理者である国や市町の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、人口集中地区(DID)内にある防災拠点とのアクセス道路及び緊急輸送道路について、無電柱化を推進する。(国道11号、県道高松善通寺線など)

②安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区や、国土交通大臣が指定した特定道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。(県道丸亀停車場線など)

③景観形成・観光振興

良好な景観や住環境の形成、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の復興等に資する箇所については、幹線道路だけでなく、面的に整備を推進するとともに、香川県における主要観光地である栗林公園や屋島、琴平、小豆島などにおいて、無電柱化を推進する。(県道琴平停車場琴平公園線、県道高松港栗林公園線など)

無電柱化事例(琴平町)



香川県無電柱化推進計画について

